

感対第209-9号
令和6年6月24日

4市保健所長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる公費支援終了に伴う
請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる28公費）については、検査・外来・（旧）入院医療費については令和5年5月7日、治療薬・（新）入院医療費については令和6年3月31日をもって終了したことはご承知いただいているとおりのことと存じます。

多くの医療機関におかれましては、すでに28公費に関するレセプト請求を終えていることと思われませんが、現在も一部医療機関からの請求が続いているところです（診療報酬の算定漏れのための再請求等）。

今般、厚生労働省より、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院(28110708)医療費の請求は、遅くとも令和6年9月請求分の時期までに確実に請求事務を行うよう、事務連絡がありました。

請求がお済みでない医療機関にあつては、速やかに請求を行っていただきますよう、管内医師会非会員医療機関向け、改めて周知方お願いいたします。

また、検査(28111508他)・旧入院医療費(28111003他)につきましても、速やかな請求をお願いいたします。

なお、埼玉県指定診療・検査医療機関宛てには、別途周知しております。

担当：感染症対策課 企画担当

電話：048-830-7503

FAX：048-830-4808

Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp